

諮問第 596 号
環水大海発第 2308171 号
令和 5 年 8 月 17 日

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり 殿

環境大臣
西村 明宏
(公印省略)

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境の保全の在り方について
(諮問)

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留（CCS）（以下、「海底下 CCS」）に係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

海底下 CCS の実施については、平成 19 年に改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）において、海洋環境の保全の観点から、環境大臣による許可制度等を設けている。

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素型技術である CCS の活用は重要であり、今後、国内での海底下 CCS の拡大に加え、海外での海底下 CCS の実施を目的とした二酸化炭素の輸出が見込まれる。

このような状況において、海底下 CCS が海洋環境の保全と調和する形で迅速かつ適切に実施されるよう、今後の海底下 CCS に係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1280号
令和5年8月17日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る
海洋環境の保全の在り方について (付議)

令和5年8月17日付け諮問第596号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。